

みどり通信

第212号 2014. 4. 9

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P6	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 一倉定 経営心得	P8		



4月13日～29日、加茂市では雪椿まつりが開催されます。

13日（日曜日）は地元ヒーロー・カモレンジャーやカモニンジャ椿が登場するイベント。

メインの20日（日曜日）はミス雪椿コンテストや雪椿苗木市、パレードなどを開催する「大園遊会」。

29日（火・祝）は3つの茶席を楽しめる市民茶会（茶券1500円※事前に購入）が行われます。

雪椿で満開の加茂山公園を中心に開催されますので、ぜひおいでください。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。次の内容は、4月7日のホームページ掲載のものからです。

『幸福の条件とは・・・』

次は、先日届いた日本能力開発分析協会のJADA通信からです。

あなたは今、幸せですか？この質問に皆さんはなんと答えますか・・・

2010年～2013年まで国連とコロンビア大学が世界156カ国の国民の幸福度の調査を行ったそうです。このデータでは経済大国に住んでいる人が必ずしも幸福であるという結果にはならなかったのだとか。

ちなみに経済大国1位のアメリカ人の幸福度は世界で17位、第2位の中国人は93位、そして日本人の幸福度は43位だったそうです。

幸福度上位の国はどこかというところ、1位はデンマーク、2位はノルウェー、3位はスイスでした。

それでは、この幸福度が高まる幸福の条件として、この記事には次の3つの要素が大事と書かれています。

その3つとは、

① 人とのかかわり ② 親 切 ③ 今ここに集中

人間は一人では生きてはいけないので、幸福を感じるには、良い人間関係の結びつきが必要。ボランティアや人に親切にされたりすると幸福感を感じると解説しています。

また、この研究で「週5回、人に親切にする」という実験を行ったら、幸福度が驚くほど高まるというすごい結果が出たそうです。皆さんは「週に何回、人に親切にしていますか？」という投げかけが・・・もしあまり人に親切にしていなければぜひ意識して人様に親切にしてみてもいいでしょうか・・・という提案も。

さらに、この研究で恐ろしい事実が判明したそうです。それは、幸福度上位25%の人と幸福度下位25%の人の寿命の違い。幸福度上位25%の人は長

生きをし、幸福度下位25%の人は短命になるという傾向なのだそうです。これは、幸福度の低い人たちはストレスを感じて生きているのではないかと思われるためのようです。

同じ日常を生きるなら、「人との良き結びつきを考え、人に親切にし、今この仕事に熱中し、同じ一度の人生ならば、幸福度を高め、周りに良い影響を与え、人生を有意義なものにし、健康で楽しい人生」にしようではありませんか。

4月はいろいろなスタートのときです。今からがスタート、ワクワク幸福度を高めようではありませんか。自身と周りの人たちのために。

ところで、昨年開催し好評だった、

『“ツイている脳、仕事や人生で成功する脳をつくる”脳力開発トレーニングセミナー』を、今年も開催いたします。ツキと運を高めるためのセミナーです。

人間の幅を広げ、やる気を起こし、見えない力を引き出すことを可能とする2時間30分です。潜在能力を最大限に発揮し、成功に導くための具体的手法や事例についてもお話しいただけます。講師は全国でご活躍の、静岡からお出でいただく『松木脳力開発研究所の松木毅氏』。

4月26日(土)午後2時 から、加茂商工会議所で開催いたします。参加費は無料ですので、どなたもふるってご参加下さい！！

税理士 山 口 昇

!昨年に引き続きこの開催です。新たなお話しも多く予定しております。
!昨年受講された方も新しい気づきを得ることができますので、ぜひご参加ください。!

セミナー開催のご案内

人を変えようと思うな、自分を変えよう！！自分が変われば周りが変わる！！

ツイている脳、仕事や人生で成功する脳をつくる



講師 松木脳力開発研究所
松木 毅氏

誰にでもできる簡単で画期的な脳のトレーニング
“脳力開発トレーニング”が
あなたの人間の幅を広げ、やる気を起こし、見えない力を引き出します。
“夢”実現のために！

◆日 時 平成26年**4月26日(土)**
午後2時～4時30分

◆定 員 50名(先着順)

◆会 場 加茂商工会議所 2階会議室 加茂市幸町2-2-4

◆申込締切 4月21日(月)

無

料

お申し込み
主催

有限会社 エム・アイ・サービス TEL0256-52-6869 加茂市旭町15番30号
(税理士法人 山口会計パートナーズ内) HPアドレス <http://www.yamanobo-zairishi.jp/> ④アドレス yn@tkcnf.or.jp ブログ毎日更新中!!

税 務

平成26年度税制改正について

今回は、この平成 26 年 4 月 1 日に施行されました平成 26 年度の税制改正についてお知らせいたします。

◇法人課税◇

○復興特別法人税の廃止

復興特別法人税の課税期間を当初予定していた 3 年から、1 年前倒しで終了することとなりました。

また、現状では、利子等の源泉税に含まれている復興特別所得税を復興特別法人税から控除していますが、復興特別法人税の課税期間終了後は、法人税の額から控除できるとされます。

○交際費課税の緩和

交際費の内、飲食のための支出については 50 %の損金算入を認めることとなりました。(中小法人は、既に 800 万円の定額控除により、その範囲内での損金算入が認められておりますので、今回の改正の影響が大きいのは主として大企業となります。中小企業では今後、定額控除額との選択適用となります。)

◇法人課税、個人所得課税共通◇

○生産性向上設備投資促進税制の創設

民間投資の活性化を促すことを目的とし、生産性の向上につながる設備への投資に対して「即時償却」または「5 %税額控除」ができる措置が創設されました。

○中小企業投資促進税制の拡充

民間投資の活性化及び中小企業対策を目的とし、生産性の向上につながる設備への投資に対して「即時償却」または「7 %税額控除」を認めることとされました。なお、資本金 3,000 万円以下の企業については、税額控除を選択した場合、7 %ではなく「10 %税額控除」を可能としています。

○所得拡大促進税制の拡充

適用要件を見直し、それぞれの要件が緩和されています。

①給与等支給増加割合の要件の見直し

(現 行) 基準年度と比較して、5%以上増加していること

(改正後) 平成 25・26 年度 2%以上

平成 27 年度 3%以上

平成 28・29 年度 5%以上

②平均給与等要件の見直し

(現 行) 「全」従業員の平均給与

(改正後) 「継続」従業員の平均給与

この改正により、適用企業の増加を通じ、雇用の確保や従業員給与の増加を促進させ、所得の拡大を促すことを目的としています。

◇個人所得課税◇

○給与所得控除の上限の引き下げ

給与所得控除の上限額が適用される給与収入 1,500 万円（控除額 245 万円）について、現在の水準より引き下げることとなりました。これにより、

平成 28 年からは給与収入 1,200 万円（控除額 230 万円）

平成 29 年からは給与収入 1,000 万円（控除額 220 万円）が上限額となります。

◇消費課税◇

○自動車重量税のグリーン化

エコカー減税の拡充及び経年車に対する課税の見直しが行われます。

◇期限切れ租税特別措置の延長等◇

○特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

→ 期限を 2 年延長することとなりました。

○旅行者等が入国の際に携帯等して輸入するウイスキー等又は紙巻たばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置

→ 期限を 1 年延長することとなりました。

以上、平成 26 年度税制改正により、この 4 月 1 日から影響のあるものについて、一部をご紹介致しました。(消費税率や印紙税の改正等は、平成 25 年度以前での税制改正項目のため、ここでは割愛させていただいております。)

◇地方法人税（仮称）の創設◇

上記以外にも、平成 26 年度税制改正においては、地方税の税収の偏在是正を目的とし、「地方法人税（仮称）」なるものも創設されています。

概要としては

- ・納税義務者 … 法人税を納める義務がある法人
- ・税額の計算 … (課税標準) 基準法人税額 × (税率) 4.4 %
- ・申告納付先 … 国 (税務署)
- ・提出期限 … 法人税の申告書の提出期限と同一
- ・手続や罰則 … 法人税と同様
- ・適用区分 … 平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用となっています。

この「地方法人税（仮称）」の導入により、国に対する納税額が増加することとなりますが、地方公共団体に対する「法人住民税の法人税割」「法人事業税」「地方法人特別税」の税率がそれぞれ改正され、また、復興特別法人税の前倒しでの廃止もあり、試算では実効税率は下がる見込みとされています。

◇消費税制◇

○簡易課税制度の「みなし仕入率」の見直し

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について見直しが実施され、

・金融業及び保険業

(改正前) 事業区分 … 第 4 種 みなし仕入率 … 60 %

(改正後) 事業区分 … 第 5 種 みなし仕入率 … 50 %

・不動産業

(改正前) 事業区分 … 第 5 種 みなし仕入率 … 50 %

(改正後) 事業区分 … 第 6 種 みなし仕入率 … 40 %

というように、上記の業種については、みなし仕入率が引き下げられます。

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

紙面の都合上、要点だけをかいつまんでのご紹介となってしまいました。

詳細につきましては、担当スタッフにご確認・お問合せ頂ければ幸いです。

<西丸 保幸>

社会保険

産休期間中も社会保険料が免除になります

(産前産後休業保険料免除制度)

※平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる被保険者が対象となります。

1. 手続き内容

(1) 産前産後休業期間（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により、被保険者分及び事業主分とも徴収しません。

被保険者から産前産後休業取得の申出があった場合、事業主が「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。

(2) この申出は、産前産後休業をしている間に行わなければなりません。

(3) 保険料の徴収が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までです。免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

2. 手続き時期・場所及び提出方法

被保険者からの申出を受けた事業主が「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。

区分	内容
提出時期	被保険者から申出を受けた時
提出先	郵送で事務センター (事業所の所在地を管轄する年金事務所)
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参

3. 留意事項

○出産とは、妊娠85日（4カ月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。

○被保険者が産前産後休業期間を変更したとき、または産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、事業主は速やかに「産前産後休業取得者変更（終了）届」を日本年金機構へ提出してください。

○育児休業の保険料免除期間と産前産後休業の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。

○事業主等であっても、被保険者であれば産前産後休業期間中の保険料免除を受けられます。

※なお、事業主等は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等は取得できないため、被保険者であっても、育児休業等期間中の保険料免除は受けられません。

企業を守るために欠かせない3つの備え

経営者に万一のことがあった場合、会社が受ける影響は多大なものになります。
残された従業員・会社そして家族を守るための備えが必要です。

備え

1

事業保障準備資金

- 経営者が万一のとき、取引先や金融機関への債務の早期返済が必要となる可能性があります。
- 会社の社会的信用を支え、安定した事業活動を継続するために、事業保障対策が必要です。

備え

2

死亡退職金・弔慰金準備資金

- 経営者は一般的に労災保険の対象とならないため(特別加入制度の適用範囲を除く)、ご遺族の生活保障対策は欠かすことができません。
- 経営者が万一のとき、ご遺族の生活保障と相続税の納税資金として、死亡退職金・弔慰金の準備が必要です。

備え

3

退職慰労金準備資金

- 企業の繁栄を導いてきた経営者には、その功労にふさわしい退職慰労金が必要です。
- 好・不況、業績の良否にかかわらず、また会社の財務を圧迫せずに、功労に見合った退職慰労金を捻出するためには計画的な準備が必要です。



企業防衛対策に生命保険を活用しませんか？

ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

<担当：西丸保幸>

一倉定の経営心得シリーズ

その二十八

経営計画書は、社員の心に革命をもたらし、会社に奇跡をもたらす「魔法の書」である。

社長が、自らの未来像を明示せず、社員はどうして自らの未来を考えることができるのか。社員の最大の不安がここにあるのだ。

この不安を取り除いてやることは社長の責任である。これは、経営計画書を作成することによって自然に実現するのである。だからこそ、経営計画書をつくり、これを発表した途端に会社が変わってしまう。：

経営計画書こそ、社長自身を、本当の意味で事業経営に目覚めさせ、自らの心に「革命」を起こさせるものである。同時に、社員に対しては、会社の将来に関する不安を解消させ、社長を信頼し、希望にもえて働く意欲を心底から起こさせる、という心の「革命」を起こさせるものである。

経営計画書こそ、まさに「魔法の書」といえるものである。

火災保険

時価額基準と再調達価額基準の契約での

損害保険金支払の違い

火災保険では、損害額は、損害発生時における「時価」を基準に算出されます。例えば、建物が全焼した場合には、損害額は、損害発生時における「建築費」から「経年・使用による減価」を差し引いて算出されます。そのため、全部保険であっても、損害保険金だけで建物を元どおりに再築したり、修理できないことがあります。

このような問題を解消するため、「再調達価額基準の契約方式」があります。この契約方式では、損害額は、損害発生時における「再調達価額（新価）」で算出されるため、損害保険金で建物を元どおりに再築したり、修理費を全部受け取ることができます。

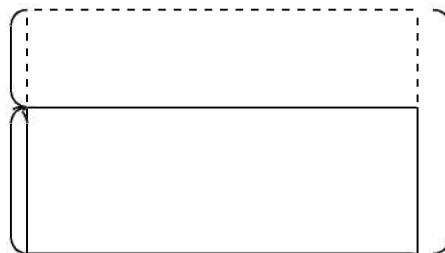
<例>

【前提】

- ・新築時に2,000万円であった建物の時価が、経年・使用による減価によって築10年後に2,000万円から1,600万円になったとします。
- ・建築時と築10年後の再調達価額（新価）は同額（いずれも2,000万円）とします。

経年・使用による減価
(400万円)

時価 (1,600万円)



再調達価額（新価）
(2,000万円)

●時価額基準の契約の場合

保険金額が1,600万円の場合、全部保険であっても、損害保険金は、再調達価額（新価）から経年・使用による減価を差し引いて支払われるため、新築時と同じ2,000万円の建物を建て直すことはできません。

●再調達価額基準の契約（価額協定特約を付ける）の場合

保険金額が2,000万円の場合、損害保険金は、再調達価額基準で支払われるため、新築時と同じ2,000万円の建物を建て直すことができます。

※火災保険では「価額協定特約」を付けることをお勧めします。

担当 星野

これからの研修

● 『ツキと運を高める』セミナー 講師：松木 毅氏

加茂商工会議所

4月26日 (土)

14:00 ~ 16:30



あ と が き

出ました！ふきのとうや、桜のつぼみではなく・・・恥ずかしながら、腰がでました（汗）いわゆるぎっくり腰です。

出勤日の土曜の朝、身支度をしている、ほんとに何も無いふとした瞬間でした。

その日は、事務所のスタッフにも気づかれることなく、お客様のところも2件ほどお邪魔しましたが、夜から全く動けなくなり、3日間寝たままでした・・・。

10日ほど経ち、ようやく普通の生活ができるくらいになりましたが、体の衰えや普段の不摂生の反省、健康のありがたさを痛感しております。

宮本隆夫

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



5月



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※ 1月に配布いたしました営業カレンダーには、4月26日は休業日となっておりますが、営業日に変更となりました。

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp